

岩倉使節団の当初の目的とその後の経緯について、具体的に解説してください。

岩倉使節団の目的

1871(明治4)年11月に横浜港を出発した岩倉使節団は、欧米諸国を歴訪したのち、明治6年に帰朝した。その基本的な目的は以下の3点である。

第一に条約を結んだ欧米諸国の首脳に国書を捧呈し、外国交際上の礼を尽くすこと。第二に条約改正の下交渉をおこない、今後の本交渉に備えること。第三に欧米諸国の先進的な制度・文物を調査研究することである。

第一点は、新政府発足後の本格的な外国交際の幕開けを告げるものだった。明治5年2月、岩倉具視は滞米中に認めた書翰のなかで、これまでの新政府の外国交際は個別事件の発生のたびごとに対処するものであったが、今より本格的に外交に臨むと、その覚悟を語っている。

第二点は、海外への使節派遣計画が提案された当初からのもので、それは早くも明治2年2月の岩倉具視(当時大納言)の意見書に登場する。

新政府は発足後早々に攘夷を棄て、欧米諸国との和親を外交の基本方針とした。これにより、旧幕府が欧米諸国と取り結んだ条約は、新政府が継承・遵守することとなった。ただ、この条約には領事裁判権・関税自主権の問題にみられるように、不平等な規程が存在したため、新政府において条約改正が以後の主要な外交課題となった。条約の改定期限は明治5年であったが、新政府では明治元年12月、欧米各国公使に対して、政体・制度の一大改革を興したことを理由に、条約がもはや「名実不当」となったと説き、改定期限を待たずに改定交渉を開始したい

と通達した。しかし、各国公使からはあらかじめ新政府が改定を求める具体的内容を列国に通知することが不可欠との回答があった。これを受けて新政府では、明治2年2月、外国官(外務省の前身機関)に「条約改定取調」を委任した。どのような条約改正をめざすのか、本格的な取り調べが始まることとなったのである。

こうしたなかで提案されたのが、岩倉具視の「勅使」派遣計画である。同年同月、岩倉はみずからの意見書のなかで、つぎのように語る。国際競争の世界で日本が欧米諸国に相對するには、条約改定により自国の独立国としての権限を保持することが肝要であり、その交渉のため欧米諸国へ「勅使」を派遣する必要がある、と。岩倉はたとえ欧米諸国が「暴論」をもって条約改定を拒絶した場合でも「条理」をもって相手を説得すべきであると説く。「勅使」とは、単に政府の代表者というにとどまらず、欧米諸国の首脳に道理をもって条約改定を要求する責任と覚悟を要する存在であったといえる。

もっとも、この段階ではいつ頃どのような陣容で「勅使」を派遣するのかは明確ではなかった。一方で、同じ頃に別の視点から使節団派遣を提案したのがオランダ系アメリカ人の開成学校(のち大学南校)教師、フルベッキ(Guido Herman Fridolin Verbeck)である。フルベッキは明治2年、大隈重信に送った意見書(Brief Sketch)のなかで、欧米諸国の制度・文物の調査研究をおこなうことにより、各国の経験値を活かした安全な政治改革を実現できると説いており、その目的は先にあげた第三点に通ずる。

目的の合流

その後、第一・二の目的と第三の目的は使節団計画が具体化されるなかで合流を果たした。まず、フルベッキ意見書を受け取った大隈が明治4年3月、新政府より条約改正御用掛に任じられた。同年5月には、外務省が以下のような意見書を提出した。条約改定期限まで1年を切った今、改定の具体的内容を定めるため、条約改正専務の政府首脳を中心として会議を開き、各省の見解を聴取し、取りまとめをおこなうよう求める、と。翌月には澤宣嘉さわのぶよし(外務卿)は岩倉・三条実美に書翰を送り、条約改正御用掛の大隈重信を「全権」とする使節団の結成を提案した。なお、フルベッキ意見書は同年に訂正浄書のうえ、岩倉具視にも送られた。このような経緯にもとづき、使節団は各国首脳に礼を尽くすとともに、条約改正の下交渉と、欧米諸国の制度・文物を調査研究するという目的を兼ね備えることとなったのである。

条約改正の下交渉と欧米諸国の制度・文物の調査研究とは、密接に関連するものでもあった。岩倉使節団派出趣意書によれば、条約改正を成し遂げるためには欧米諸国の法制度を調査研究し、その標準をとって国内の法制度を改革しなければならないという。つまり、条約改正交渉を進めるためにも、欧米諸国の文物・制度の調査・研究は不可欠のものとなされていたのである。

これらの目的に対応するため、使節団も大規模な陣容となる。大使には政府を代表する立場が求められるため、岩倉具視が内定した。副使には各省事務を総轄する立場から、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳が選定された。岩倉使節団内部文書によれば、副使の事務分担は木戸—海陸軍・文部・宮内、大久保—大蔵・海陸軍、伊藤—工部・教部、山口—外務・司法である。これに書記官、各省理事官が随行し、全体で40名をこえた。大使・副使の随行者や随行した留学生を含めると、総勢100名超という大集団である。

使節団派出後の目的と結果

使節団の目的の1つである条約改正の下交渉については、使節団渡米中に本交渉への移行が検討された。明治5年2月、使節団と面会したアメリカ連

邦政府国務長官のハミルトン＝フィッシュ(Hamilton Fish)は、使節団が日本の全権委任状を有しているか問いたしたが、使節団持参の国書には「全権委任」の文言がなかった。これを契機に、森有礼(少弁務使)は本交渉への移行を進言し、使節団では全権委任状取得のため、大久保・伊藤両副使を一時帰国させることに決した。実際、大久保・伊藤は同月中にアメリカを離れ、翌3月に日本に到着し、5月には委任状を携えて再び渡米した。もっとも、アメリカ側との交渉は平行線をたどり、その後のイギリス側との交渉も進展しなかった。結局、本交渉への移行は見送られることとなった。

欧米諸国の制度・文物の調査研究については、各省理事官たちを中心に進められた。いくつかの要因——全権委任状の取得やヴィクトリア女王謁見までの待機など——が絡み、長期滞在となったことも調査研究には追い風となった。各省理事官たちの調査報告は『理事功程』にまとめられたが、その質・量は見張るものがある。こうした調査研究の成果は、岩倉使節団帰朝後に本格化した国内改革の貴重な参考資料となった。

フルベッキは前出の意見書において、欧米諸国がすでに経験してきた政治改革を参考にすれば、日本において政治的実験をする必要はなく、実験による国内秩序の動揺・混乱は避けられると、調査研究のメリットを語っていた。しかし、実際には欧米諸国と日本とでは慣習や人的・物的・財政的条件が異なるため、欧米諸国の改革をそのまま日本に適用することは困難であった。改革が本格化すると、各地で士族反乱や農民一揆がおきたほか、改革に対する批判・不信の声が高まり、言論活動においても官民の軋轢が表面化した。「自由民権」を求める運動がときに政府の改革事業に対する批判や是正を求めるものとなり、政府によって警戒された所以である。政府ではその後も欧米諸国の制度・文物の調査研究を積み重ねるとともに、国内各地の旧慣や実情の把握にもつとめることとなった。したがって、岩倉使節団における調査研究の成果は——フルベッキの想定をこえて——日本における本格的な政治的実験をおこなうための基礎となったのである。

(ゆかわ・ふみひこ／お茶の水女子大学文教育学部准教授)